

## 国民健康保険制度改革について



国民健康保険は、被用者保険等の対象とならない人の受け皿として我が国の国民皆保険を支え、国民の健康に関する安心を確保するために不可欠な社会基盤です。

しかしながら、国民健康保険は被保険者の年齢構成が高く医療費がかかることに加え、低所得の加入者が多く保険料(税)収入が少ないなど、構造的な問題を抱えていることから財政運営が厳しい状況にあるため、国民健康保険の安定運営を目的として、財政運営を市町村から都道府県に移管することなどを柱とする制度改革が行われました。(平成30年4月1日施行)

## 被保険者の皆様への影響について

### ○各種手続きは、これまでどおりお住まいの市町が窓口となります。

国民健康保険への加入や保険料(税)の納付、療養費等の給付申請など

### ○被保険者証(保険証)が変わります。

- ・「国民健康保険被保険者証」から「愛媛県国民健康保険被保険者証」となります。(その他の証も同様に変更されます。)
- ・現在お持ちの被保険者証は、有効期限の到来まで、そのままご使用いただけます。

### ○高額療養費多数回該当の基準が変わります。

過去12か月間で、高額療養費の支給が3回あった場合に4回目以降の自己負担限度額が引き下げられる「多数回該当」は、市町村を越えて転居した場合、前住所地での支給回数は通算されませんでしたが、平成30年度からは、都道府県内の転居であって世帯の継続性が保たれている場合には通算されます。

# 県と市町が国民健康保険を運営します（イメージ）



○平成30年度から、**県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割**を担い、制度の安定化を図ります。

- ・県は、給付費に必要な費用を**全額**、市町に交付
- ・県は、市町ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・県は、県内統一の**国保運営方針**を定め、市町の事務の効率化・広域化等を推進

○市町は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

## 【現行】市町が個別に運営

## 【改革後】県が財政運営責任を担うなど中心的役割

